

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 国の動向

(食料・農業・農村基本計画)

国は、平成11年7月に「食料・農業・農村基本法」を制定し、これに基づき平成12年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。この計画では、戦後農政の基本であった農業生産者を中心とする考え方から、消費者の視点に立った考え方へ方向転換を図っています。その後、5年ごとに計画の見直しが行われ、平成27年3月末に、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、計画変更されました。

【構すべき施策】

- 食料の安定供給の確保
- 農村の振興
- 農業の持続的な発展
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 団体の再編整備

【食料自給率の目標】

- カロリーベース：39% (H25) → 45% (H37)
- 生産額ベース：65% (H25) → 73% (H37)

【食料自給力】

農地等を最大限活用することを前提に、国内農林水産業生産による1人・1日当たりの供給可能熱量。

(農林水産業・地域の活力創造プラン)

平成25年12月に農業政策のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が閣議決定され、その後、国の産業競争力会議や規制改革会議の議論を踏まえ、平成26年6月に改訂されました。同プランでは、4つの柱を軸に政策を構築し、農林水産業を成長産業として強化していく「産業政策」と国土保全や多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。

【農林水産業・地域の活力創造プランの主要目標】

- 2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増する。
- 学校給食での国産農林水産の使用割合を2015年までに80%に向上。
- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加。
- 10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立。

(まち・ひと・しごと創生)

平成26年12月、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。同法に基づき、人口減少問題の克服や成長力の確保など2060年までの中長期展望を示す「長期ビジョン」と、2015年から2019年の5ヵ年における「総合戦略」が策定されました。農林水産業の分野別取組としては成長産業化が位置づけられています。また、同法において、地方が自ら考え、責任を持って戦略を推進するため、「地方版総合戦略」を策定することが努力義務として規定されました。

2. 福岡県の動向

福岡県では、平成13年7月に「福岡県農業・農村振興条例」を制定するとともに、条例に基づき平成14年3月に「福岡県農業・農村振興基本計画」を策定しています。現在は、平成24年度から平成28年度までの計画期間で、「経営の安定、県民の力強い支持で県農業・農村を持続的に発展する」との目標と、6つの目指す方向を掲げ、施策を展開しています。

また、平成26年12月、農林水産業や農山漁村に対する県民の理解を深め、持続的発展並びに県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とした「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」が制定されました。

3. 本市の動向

(条例の制定)

本市では、平成14年6月に、市民から「農業振興のための市民条例制定について」の請願があり、市議会で採択されました。これを契機に、条例制定の検討に着手し、平成16年3月に西日本の市町村で初めてとなる農業振興に関する条例として「久留米市食料・農業・農村基本条例」(以下、「条例」という。)を制定し、同年7月に施行しました。

条例では、食料、農業、農村の各分野の基本理念を掲げ、基本理念を達成するために、市、農業者・農業団体の責務、市民、事業者の役割や、11項目の基本的施策を示しています。さらに条例では、11項目の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画を策定することを定めています。

(計画の策定)

農業者・農業団体、消費者、事業者、学識経験者等から構成する「久留米市食料・農業・農村政策審議会」にて議論が重ねられ、市議会やパブリックコメントによる市民の意見を反映させて、平成18年10月に、平成26年までの9年間の計画期間として、久留米市食料・農業・農村基本計画(以下「計画」という。)を策定しました。

その後、計画の中間年にあたる平成22年度に、計画の進捗状況や環境変化を踏まえ、以下の点の充実強化を図った中間見直しを行い、平成23年度より第1期後期計画として推進してきました。

【中間見直しで強化を図った点】

1. 生産振興に加えて、久留米産農産物の販売力強化に注力し、施策の強化を図りました。
2. 「職業として選択できる魅力ある農業」の実現を農業の目標像として掲げました。
3. 農業・農村からもたらされる市民生活への恩恵についての情報発信や、農業都市の潜在能力を活かした食育の推進を通して、農業・農村への市民理解の促進の施策強化を図りました。

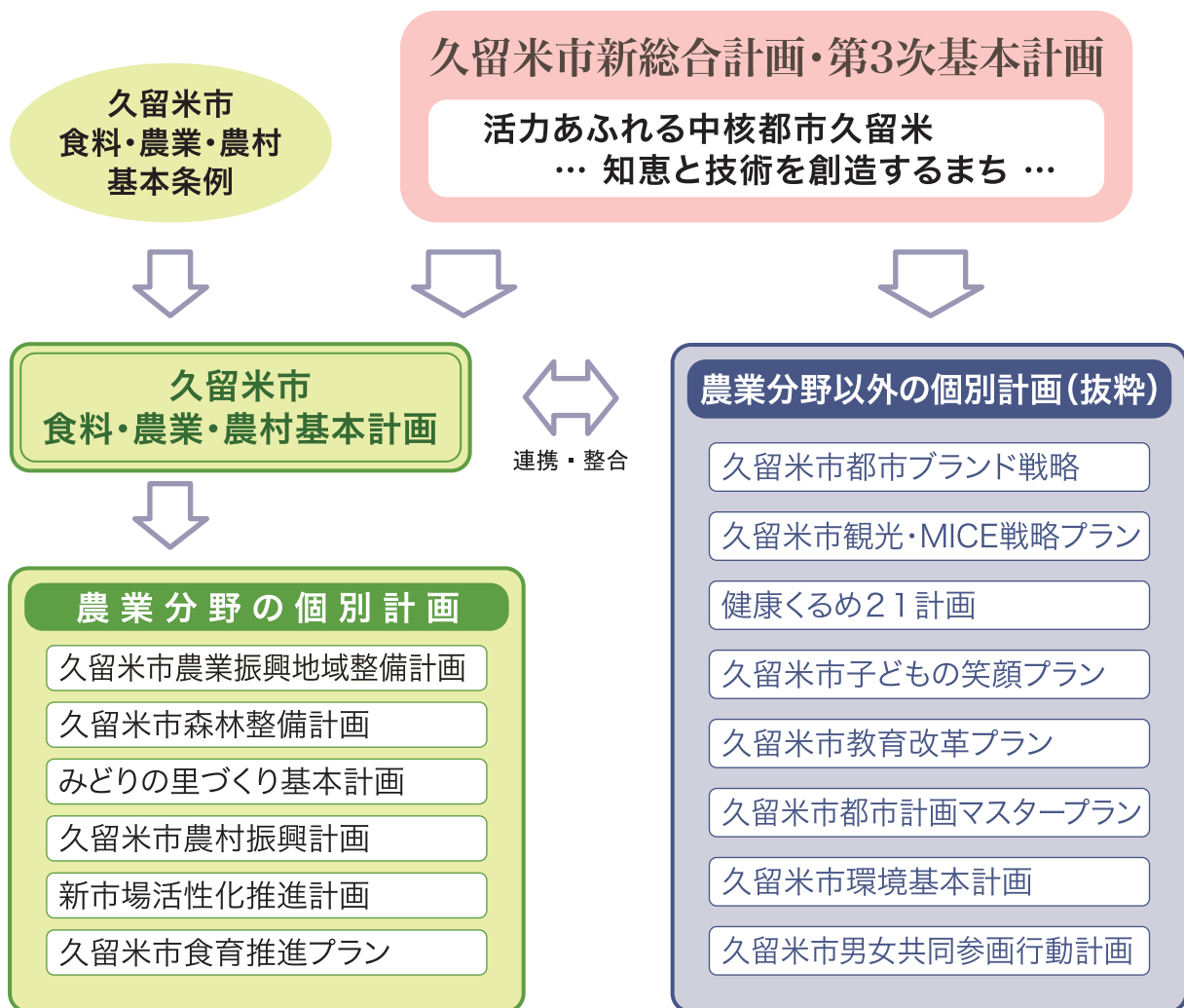
また第2期計画では、「まち・ひと・しごと創生」などの国の動向に的確に対応し、今後策定に着手する久留米版の地方総合戦略や、近隣の自治体と連携した連携中枢都市への移行を視野に策定する必要があります。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

計画は、条例に規定する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料の安定供給と農業、農村の振興に関する基本的な計画を定めた、本市の農業政策のマスタープランです。

また、「久留米市新総合計画」を上位計画とし、農業分野以外の個別計画との連携・整合を図るとともに、農業分野の個別計画の上位計画として策定したものです。



2. 計画期間

H27年～H31年度(5年間)

計画期間は、市の新総合計画・第3次基本計画の計画期間との整合を図り、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。